

少年事件の簡易送致について

(平成17年8月25日島少甲第367号ほか県警察本部長例規通達)

(概要)

この例規通達は、軽微な少年事件の厳正かつ迅速な捜査と少年の要保護性に応じた処遇を確保するために必要な事項を定めたものです。